

報告第 1 1 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 7 号	令和 7 年 8 月 1 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第 7 号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 1 日

加東市長 岩 根 正

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 小野市福住町 3 5 6 番地
株式会社サミー |
| 2 | 和解事項 | 市は、相手方車両の修繕費用の 10 割を支払う。 |
| 3 | 損害賠償の額 | 8, 6 9 0 円 |
| 4 | 事故の概要 | |
| | (1) 事故発生日時 | 令和 7 年 7 月 2 9 日 午前 1 1 時 4 0 分頃 |
| | (2) 事故発生場所 | 加東市南山 3 丁目 2 番 1 6 地先（市道中央道線） |
| | (3) 事故の内容 | 市職員が、じん芥収集車（公用車）で燃えるごみの収集運搬業務中、三差路を左折後、前方に停車していた相手方車両を避けて通過しようとしていた際、公用車の左側サイドミラーが相手方車両の右側サイドミラーに接触し破損させた。 |